堆肥の製造及び資源循環啓発業務仕様書

第1条.業務目的

本業務は、本市学校給食センターから排出される生ごみと公園や街路樹などの剪定枝を「緑と食品のリサイクルプラザ」にて堆肥化し、リサイクルするとともに、製造における知識や技術、関連情報などを踏まえ、製造した堆肥「とよっぴー」を活用し、市民や学校給食に直接関わる児童(学校教育法における児童)などが環境への理解を深め、環境に配慮した生活行動を行うための効果的な啓発を行うことで持続的な循環型社会づくりの推進に向けた資源循環啓発を行うことを目的とする。

第2条. 適 用

本堆肥「とよっぴー」の製造及び資源循環啓発業務仕様書(以下「仕様書」という。)は、堆肥「とよっぴー」の製造及び資源循環啓発業務(以下「業務」という。)に係る委託契約の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。また、「仕様書」について相違点がある場合は、指定管理者に確認するものとする。

第3条. 一般事項

- ①本業務を行うにあたり仕様書並びに施設の状況等を十分に掌握し、不明な点があれば指定管理者に確認するものとする。
- ②堆肥の製造にショベルローダーの操作を行う際は、労働安全衛生法に基づく「ショベルローダー等運転技能講習」を修了した者が行うものとする。
- ③業務中に施設や堆肥化機械等の不具合などの異常を確認した場合には、速やかに指定管理者 に報告を行うものとする。
- ④業務中における指定管理者の瑕疵以外の傷害事故等については、指定管理者はその責任を負わないものとする。
- ⑤再委託先の受託者の過失による施設、車両、重機、備品等の破損については、再委託先の受 託者の責任において修繕を行うものとする。
- ⑥資源循環啓発業務及び緑化用バークの製造に伴い、堆肥「とよっぴー」を使用する際は、事前に計画を立て、指定管理者と調整を行うものとする。
- ⑦指定管理者が主催又は共催するイベント等について、指定管理者からの要請があった際は協力すること。

第4条. 履行場所

緑と食品のリサイクルプラザ(豊中市原田中2丁目68番)外

第5条. 業務内容

【堆肥「とよっぴー」等の製造について】

(1) 概要

本市学校給食センターから排出される生ごみ(年間約140トン(パン・米飯残渣含む))と公園 や街路樹の剪定枝をチップ化したもの(年間約110トン)を緑と食品のリサイクルプラザ工場内 の撹拌槽にて堆肥化機械を使用し撹拌を行う(撹拌期間:1~2週間)。撹拌が終了した堆肥を熟成 槽に移動させ、撹拌と水分率の調整(加水)を行いながら完成品を製造する(2~3か月間)。

※剪定枝チップ及び堆肥の運搬、熟成槽での撹拌には重機(ショベルローダー)を使用する。 その他、剪定枝チップと堆肥「とよっぴー」を混合し、重機にて撹拌を繰り返して「緑化用バーク」を製造する。

(2) 定義

- ①堆肥「とよっぴー」: 市内の小学校から排出される給食残渣に街路樹や公園樹木の剪定枝チップ を混合して作る豊中市オリジナルのリサイクル堆肥(土壌改良材)。
- ②緑化用バーク: 上記、剪定枝チップに堆肥「とよっぴー」を混合して作る土壌改良材。 (※剪定枝チップ2トンに対して堆肥「とよっぴー」300 kgの割合)

(3) 詳細

- ①堆肥「とよっぴー」の製造に関する業務
 - ・学校給食センターから運搬される生ごみの受入れ及び撹拌槽への投入補助 (1日1回、約200~300kg)
 - ・剪定枝チップの撹拌槽への投入 (1日1回、約1トン)
 - ・パンのビニルはがし・粉砕・計量・投入(週2回、約200kg/回)
 - ・米飯のビニルはがし・計量・投入(週3回、約800kg/回)
 - ・堆肥化機械の操作 (1日1~2回)
 - ・撹拌槽から熟成槽への堆肥の移動 (月1~2回、約20~25トン)
 - ・熟成槽での堆肥の撹拌及び水分率調整(加水)(週4~5回、約20~25トン/回)
 - ・堆肥の水分値、アンモニア値及び温度の測定(品質管理) (撹拌層:1日1回、熟成層:週1~2回)
 - ・完成した堆肥の袋詰機への投入 (月3~4回、約2~3トン/回)
- ②緑化用バークの製造に関する業務
 - ・剪定枝チップ (2 トン/回) に堆肥「とよっぴー」(0.3 トン/回) を混合して撹拌 (年 5~6 回、約 2.3 トン/回)
- (4) その他堆肥「とよっぴー」等の製造に係る事項
 - ①堆肥「とよっぴー」の製造に係る生ごみ等の投入量について、指定管理者を通して本市に報告

すること。

- ②緑化用バークの製造の係る堆肥「とよっぴー」等の投入量について、指定管理者を通して本市 に報告すること。
- ③堆肥「とよっぴー」及び緑化用バークの管理を行い、使用量について指定管理者を通して本市 に報告すること。
- ④緑化用バーク製造に必要な堆肥「とよっぴー」については、本市が用意するものとする。

【施設等の点検について】

(1) 概要

堆肥「とよっぴー」等の製造に必要な施設「緑と食品のリサイクルプラザ」、車両(軽ダンプ)、 重機(ショベルローダー)等の日常的な点検を行う。

- (2) 詳細
 - ①施設及び備品等の点検に関する業務
 - ・堆肥化機械の点検及び清掃 (使用時(1日1回))
 - 工場及び施設周辺の点検及び清掃 (使用時(1日1回))
 - ・備品等の点検及び清掃 (使用時)
 - ②車両及び重機の点検に関する業務
 - ・車両の点検及び清掃 (使用時)
 - 重機の点検及び清掃 (使用時)
- (3) 緑と食品のリサイクルプラザ開所時間

午前 8 時 00 分~午後 3 時 00 分

- (4) 緑と食品のリサイクルプラザ休所日
 - ①日曜日及び月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (以下「祝日」という。)に当たるときは、月曜日及び火曜日)
 - ②祝日(その日が学校給食実施日の翌日に当たるときは、その日の翌日)
 - ③5月6日、12月29日から1月3日までの日

【資源循環啓発業務について】

(1) 概要

市民・児童などに対して、堆肥「とよっぴー」を活用又は堆肥「とよっぴー」に関する学習 や体験を通して、環境への理解を深め、環境に配慮した生活行動を行うための効果的な啓発を 行うことで持続的な循環型社会づくりの推進に向けた資源循環啓発を行う。

(2) 詳細

- ①資源循環に関する講座型環境学習の開催
 - ・堆肥「とよっぴー」や資源循環啓発に関する講習会等の開催 (別表1のとおり)
- ②資源循環に関する体験型環境学習の開催
 - ・堆肥「とよっぴー」及び「とよっぴー農園 (市営原田苗圃内)」を活用した農体験等の実施 (別表2のとおり)
- ③小学生を対象とした資源循環に関する学習会等の開催
 - ・学校給食や堆肥「とよっぴー」等についての講座型・体験型環境学習の実施 (12 回以上)
- ④緑と食品のリサイクルプラザ見学者対応
 - ・市民等から依頼を受け、堆肥化施設の見学を実施
 - ・とよっぴー農園での農体験学習等とあわせて堆肥化施設の見学を実施 (適時)
- ⑤堆肥「とよっぴー」についての情報発信・収集
 - ・堆肥「とよっぴー」や資源循環に関する周知・啓発、学習会等の参加者の募集
 - ・堆肥「とよっぴー」の認知度等についての情報収集(アンケート等の実施) (別表3のとおり)

(3) その他資源循環啓発業務に係る事項

- ・業務開催毎の参加者募集・受付は再委託先の受託者にて行うこと。
- ・広報には、本市広報誌利用可能(※原稿は開催月の2か月前の月初めまでに指定管理者を通して本市に提出すること。)
- ・業務の実施にあたり参加費・教材費等を徴収してはならない。
- ・資源循環啓発業務に必要な堆肥「とよっぴー」については、本市が用意するものとする。
- 「とよっぴー農園」の使用箇所や時期については、事前に指定管理者と協議し調整する。
- ・業務で使用する「とよっぴー農園」の整備(土作りや畝立てなど)及び維持管理は再委託先の受託者が行うものとする。
- ・市民などに不信感や不快感を与えないような言動、服装を心がけること。

第7条. 不当介入に対する報告・届出等

- ①受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領(平成24年2月1日制定)」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、指定管理者を通して本市への報告及び管轄警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行わなければならない。
- ②報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、指定管理者を通して本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により

報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け 出るものとする。

- ③受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- ④報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

第8条. その他

「仕様書」に記載の無い事項については、指定管理者と協議のうえ決定するものとする。

第9条. 提出書類(指定管理者を通して本市に提出)

提出書類	部数	提出日	適用
製造業務報告書	1	翌月 15 日以内	安全ミーティングの実施
次派任理改改	1	上半期(4~9月)分(中間報	・実施日時、参加人数(大人・子ど
資源循環啓発 業務報告書		告)、下半期 (10~3 月) 分を、	もの内訳)、実施内容等
		各期間終了後、翌月15日以内	・活動結果、問題点と課題
情報収集結果報告書	1	年1回(各年度終了後、翌月	堆肥「とよっぴー」の認知度等
		15 日以内)	年加 「とよりいー」 の認知及寺
人権研修実施報告書	1	年1回(実施後)	実施日時、参加者、実施内容

別表1

番号	実施内容	対 象 等	実施 回数
1	生ごみ堆肥化講習会	一般講習会、施設見学者、イベント・出前講習会等	14 回以上
2	栽培講習会	一般講習会、施設見学者、イベント・出前講習会等	3 回以上
3	こども園での環境学習	園児・保育士、保護者等	3 回以上
4	フォーラム	市民等全般	1 回

別表 2

番号	実施内容	対 象 等	実施 回数
1	栽培体験学習	家庭菜園・市民農園並びに農業従事予定者等の個人	20 回以上
2	畑での農体験学習	家族等のグループ	7 回以上
3	田んぼでの農体験学習	家族等のグループ	5 回以上
4	サツマイモの栽培学習・ 収穫体験	市民等全般	3回以上
5	堆肥「とよっぴー」並び に「とよっぴー」農園啓 発イベント	市民等全般	2回以上

別表3

番号	実施内容	実施方法	実施 回数
1	講習会等の参加者募集	本市広報誌、ホームページ等	イベント 毎
2	周知•啓発(情報発信)	ホームページ、SNS、映像配信等	適時
3	周知・啓発(公共施設等)	小学校、公共施設等への映像媒体の提供、	適時
4	情報収集 (認知度等)	アンケート等	適時